第８章　地盤沈下・悪臭

地下水位調査

第８章　地盤沈下・悪臭

1　地盤沈下

市内では地盤沈下の動向を監視するため、地下水位調査が実施されています。 現在、本市においては、全般的にみて地盤沈下の悪化地点はないと思われます。地下水位の低下と地盤沈下は相関関係にあり、毎月原則として 15 日に市内 1 か所の深井戸で静水位を測定しています。

(1)　地下水位測定井戸

井戸の所有者	所在地	井戸の使用・未使用	井戸の深さ(m)	ストレーナの位置(m)	固定点標高(m)
㈱豊田自動織機	豊田町	使用	200	67～71、98～110 125～132、161～168、 175～179、183～191	10.20

(2)　地下水位経年変化

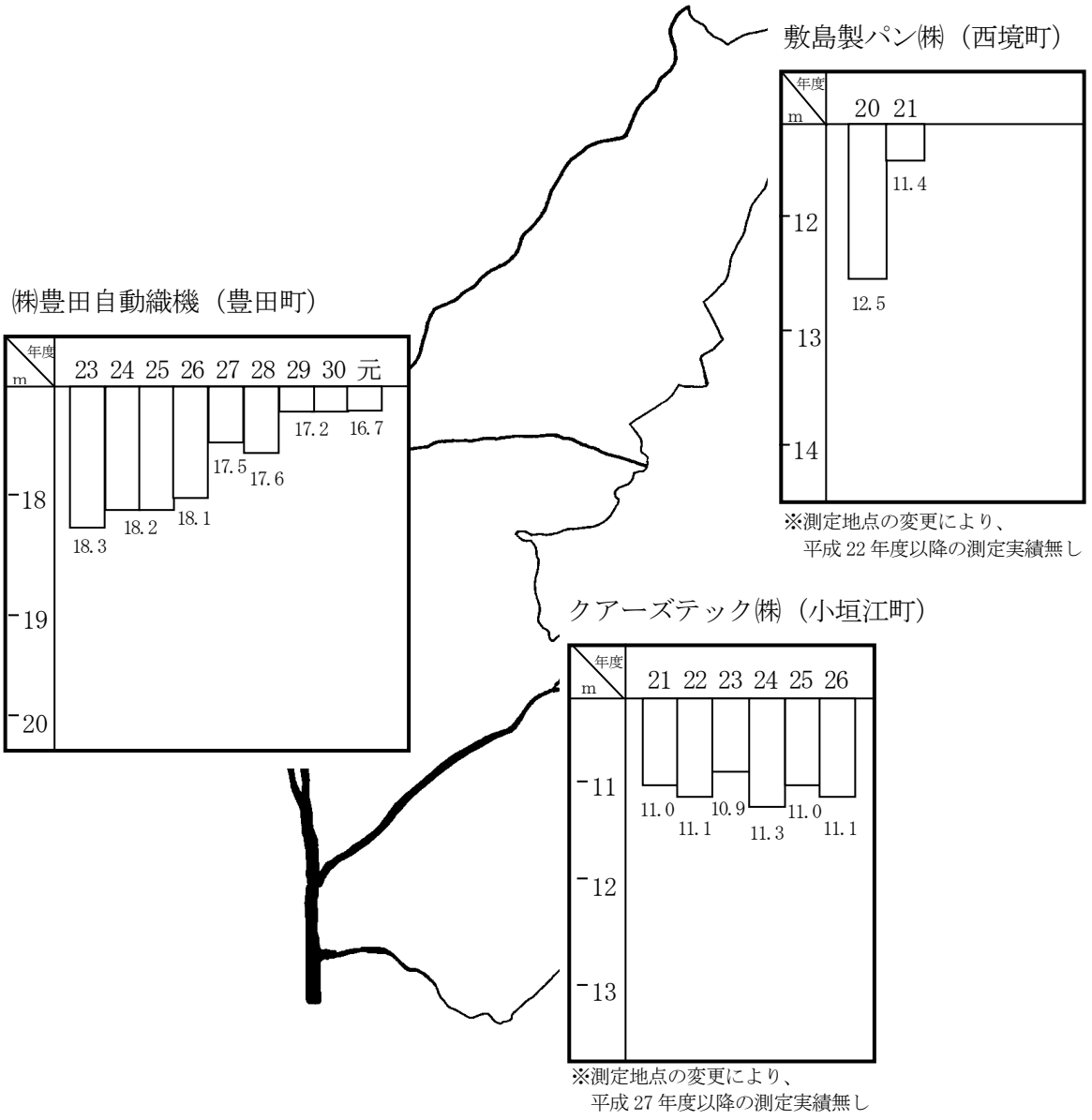

2 悪臭

人の感覚に訴え、不快感・嫌悪感を与える悪臭は、生理的・心理的被害をもたらします。市内には県民の生活環境の保全等に関する条例による届出が必要な工場等は、6か所あります。悪臭防止対策で問題となっているのは、技術的に改善されなければならない点が多いことがあげられます。

(1) 悪臭防止法について

悪臭防止法では、悪臭の規制手法として、特定悪臭物質（不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、22 物質が指定されている）の濃度により規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制する「臭気指数規制」を定めています。

本市では、平成18年10月1日より、規制方法をこれまでの「物質濃度規制」から、「臭気指数規制」に変更しました。

(2) 臭気指数規制の特徴

・多種多様な「におい」の物質（約40万種あると言われる）に対応することができる。
・嗅覚を用いることで「におい」の程度をイメージしやすい。
・においの相加・相乗等の効果を評価できる。
・悪臭に対応する被害感覚と一致しやすい。

(3) 悪臭防止法に係る規制地域と規制基準

ア 刈谷市での敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第１種地域	第２種地域	第３種地域
用途地域	住居系地域 商業系地域 準工業地域	工業地域	工業専用地域 市街化調整区域
臭気指数	12	15	18

イ 臭気指数の求め方

臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定します。

（臭気指数）＝ $10\times\log_{10}$（臭気濃度）

ウ 臭気指数の目安

臭気指数10　　＝ ほとんど人が気にならない臭気の状態
臭気指数12～15 ＝ 気をつければ分かるにおい
臭気指数18～21 ＝ らくに感知できるにおい